平成 26 年度中小トラック運送業者における低炭素化推進事業 (先進環境対応型ディーゼルトラック導入事業)の申請要件の緩和について

一般財団法人環境優良車普及機構

標記事業については、当財団が執行団体として 7 月 1 日から受付を開始していますが、 この度、環境省、国土交通省の指導の補助事業のさらなる利用促進を図るべく、下記のと おり申請要件を緩和しました。

- 1. 申請要件の緩和項目
 - ①環境対応車の導入台数制限の撤廃
 - 1事業者あたり2台の導入台数制限を撤廃し、無制限とする。
 - ②環境対応車の導入区分の緩和

導入する環境対応車と廃車する経年車は<u>同区分</u>としているが、導入する環境対応車 が廃車する経年車の区分以下の場合も申請可とする。

廃車車両	導入車両
大型の場合	大型、中型、小型
中型の場合	中型、小型 (大型は不可)
小型の場合	小型 (大型、中型は不可)

- 2. 実施日 平成 26 年 10 月 1 日 (水) 受付分から実施
- 3. 問合せ先
 - 一般財団法人環境優良車普及機構 補助金執行グループ 本橋・田所電話 03-5341-4577
- ※その他詳細は、一般財団法人環境優良車普及機構のホームページを参照ください。 http://www.levo.or.jp/index.html